

法人設立(設置)届・異動届 添付資料一覧表

<p>法人設立(設置)届</p> <p>設立の日又は設置した日から2月以内に提出してください。</p> <p>(宮崎県税条例第31条の2)</p>	<p>基本</p>	<p>1. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し</p> <p>2. 定款の写し</p>
	<p>一般社団法人・NPO法人</p>	<p>収益事業を行う場合、税務署へ提出した「収益事業開始届出書」も添付してください。</p> <p>一般社団法人について、「非営利型」または「営利型」のうち該当するものを届の余白に記入してください。</p>
	<p>申告期限の延長の有無 (本県本店法人のみ)</p>	<p>申告期限の延長が有る場合、「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書」を提出してください。税務署へ提出した申告書提出期限の延長届出の写しも添付してください。</p>
	<p>支店の設置</p>	<p>他県に本店のある法人が宮崎県に初めて支店を設置した場合、設立(設置)届の提出が必要です。基本の2点も添付してください。</p>
	<p>県外から転入</p>	<p>本店所在地を他県から宮崎県へ変更された場合、設立(設置)届の提出が必要です。基本の2点も添付してください。</p>
<p>法人異動届</p> <p>設立届出の内容に変更を生じた場合には、遅滞なく提出してください。</p> <p>(宮崎県税条例第31条の2)</p>	<p>基本</p>	<p>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し → 商号、所在地、代表者、資本金額等の変更、解散、清算終了など</p>
	<p>事業期変更</p>	<p>定款や総会議事録等、変更の事実を証明できる書類</p>
	<p>合併(分割)</p>	<p>合併(分割)契約書、基本</p>
	<p>グループ通算制度へ加入することとなった場合</p>	<p>通算制度の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し</p>
	<p>グループ通算制度から離脱することとなった場合</p>	<p>国税庁長官の処分の通知等の写し</p>
	<p>休業 (添付資料なし)</p>	<p>異動届のその他の欄に、「休業」と記入し、日付を書いてください。 (例)3月末で営業終了であれば、4月1日と書いてください。</p>
	<p>書類送付先 (添付資料なし)</p>	<p>本店所在地以外に書類送付を希望する場合は、送付先を記入してください。</p>
	<p>支店の住所変更 (添付資料なし)</p>	<p>—</p>
	<p>支店の増設 (添付資料なし)</p>	<p>—</p>
	<p>支店の廃止 (添付資料なし)</p>	<p>—</p>
	<p>県外へ転出</p>	<p>基本を添付してください。</p>
<p>申告書提出期限の延長届出 最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで又はグループ通算制度の適用を受ける事業年度終了の日の翌日から45日以内</p>	<p>・延長1月→定款添付 ・延長2月→通算関係資料(グループ通算制度へ加入することとなった場合と同じ)</p>	<p>税務署へ提出した申告書提出期限の延長届出の写しも添付してください。</p>